

南砺市告示第191号

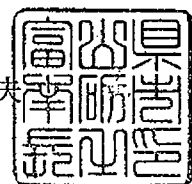
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による桜ヶ池幹線二期地区信末換地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和6年12月20日

南砺市長 田 中 幹 夫



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「是安」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	信末	野村島	3173番2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	是安	下島	4060番、4061番1、4061番2、4062番1、4062番2、4063番1
	是安	野村島	3175番1、3175番2
	信末	萱場島	1348番1、1348番2、1348番3、1348番4

南砺市	信 末	野村島	<p>3122 番 1、3122 番 3、3123 番 1、3123 番 3、3124 番 1、 3124 番 2、3124 番 5、3124 番 6、3125 番 1、3125 番 2、 3126 番 1、3126 番 2、3127 番 1、3127 番 2、3128 番 1、 3128 番 2、3129 番 1、3129 番 2、3130 番 1、3130 番 2、 3130 番 3、3131 番 1、3131 番 2、3131 番 3、3131 番 4、 3132 番 1、3132 番 2、3133 番 1、3133 番 2、3134 番 1、 3134 番 2、3135 番 1、3135 番 2、3135 番 3、3135 番 4、 3136 番 1、3136 番 2、3136 番 3、3137 番 1、3137 番 2、 3138 番 1、3138 番 2、3139 番 1、3139 番 2、3147 番 1、 3147 番 2、3148 番 1、3148 番 2、3149 番 1、3149 番 2、 3150 番 1、3150 番 2、3151 番 1、3151 番 2、3152 番 1、 3152 番 2、3153 番 1、3153 番 2、3154 番 1、3154 番 2、 3154 番 3、3154 番 4、3154 番 5、3157 番 1、3157 番 2、 3157 番 3、3157 番 4、3158 番 1、3158 番 2、3159 番 1、 3159 番 2、3160 番、3161 番 1、3161 番 2、3162 番 1、 3162 番 2、3163 番 1、3163 番 2、3164 番、3165 番、 3166 番 1、3166 番 2、3167 番 1、3167 番 2、3168 番、 3169 番、3170 番 1、3170 番 2、3171 番 1、3171 番 2、 3172 番、3173 番 1、3173 番 2 の一部、3174 番 1、3174 番 2、3174 番 3、3174 番 4、3177 番、3178 番 1、3178 番 2、3179 番 1、3179 番 2、3180 番 1、3180 番 2、3181 番 1、3181 番 2、3182 番 2、3183 番 1、3183 番 2、3184 番 1、3184 番 2、3185 番 1、3185 番 2、3185 番 3、3188 番 2、3188 番 3、3190 番 2、3191 番 1、3191 番 2、3192 番 1、3192 番 2、3193 番 1、3193 番 2、3194 番 1、3194 番 2、3195 番 1、3195 番 2、3195 番 3、3212 番 1、3212 番 2、3213 番、3217 番、3218 番、3219 番、3220 番、3223 番、3224 番、3226 番 1、3226 番 2、3237 番、3265 番、 3307 番 1、3307 番 2、3308 番 1、3308 番 2、3308 番 3、 3308 番 4、3352 番 2、3352 番 3、3452 番 1、3463 番 3</p>
-----	-----	-----	--

上記の区域内にある市有地の全部を含む。